

## 請願番号第344号「市営住宅家賃減免制度の見直し」について

### 1 家賃減免制度について

市営住宅の家賃は、公営住宅法が定める収入区分に応じて設定しているが、最も低い収入区分の家賃であっても支払いが困難な世帯があることから、家賃を減額する制度を設けている。

### 2 見直しの概要について

- 住宅審議会から、世帯構成や困窮実態をよりの確に反映した家賃減免制度となるよう見直すべきであるとの答申をいただいたことを踏まえ、令和3年度に見直しを行い、令和4年4月から運用を開始している。
- 通常の家賃額は、所得税法に準拠して算定した世帯収入額に基づき判定しているが、減免の適用については、世帯の困窮度がより適切に反映できるよう、世帯の実収入により判定する生活保護基準を基にした手法を用いるよう見直した。

#### (1) 収入の判定方法の変更

所得税法に準拠して算定した世帯収入額に基づき減額を判定する方法から、世帯の実収入に基づく可処分収入(A)が、生活保護基準に基づく基準生活費(B)を下回る場合に家賃を減額する方法に変更した。

※ 可処分収入(A)は、世帯の実収入(年収)から基準医療費(京都市の基準による医療費)を控除したもの。基準生活費(B)は、生活保護制度の最低生活費の算出方法を参考に、世帯の人数や年齢などに応じて算出する一年間の生活費。

#### (2) 減額率の引下げと最低負担額の引上げ

他都市の状況等を踏まえ、減額率を「80%、60%、40%、20%」の4段階から、「70%、50%、30%、10%」に改め、家賃の最低負担額を3,800円から5,000円とした。

減額率を判定するための条件	減額率
可処分収入(A)の基準生活費(B)に占める割合が50%未満	70%
可処分収入(A)の基準生活費(B)に占める割合が50%以上65%未満	50%
可処分収入(A)の基準生活費(B)に占める割合が65%以上80%未満	30%
可処分収入(A)の基準生活費(B)に占める割合が80%以上100%未満	10%

#### (3) 経過措置(激変緩和措置)

見直しによる急激な負担増を避けるため、影響の大きさに応じ、令和4年度から、最長で令和7年度まで段階的に支払家賃を引き上げる激変緩和措置を設けた。

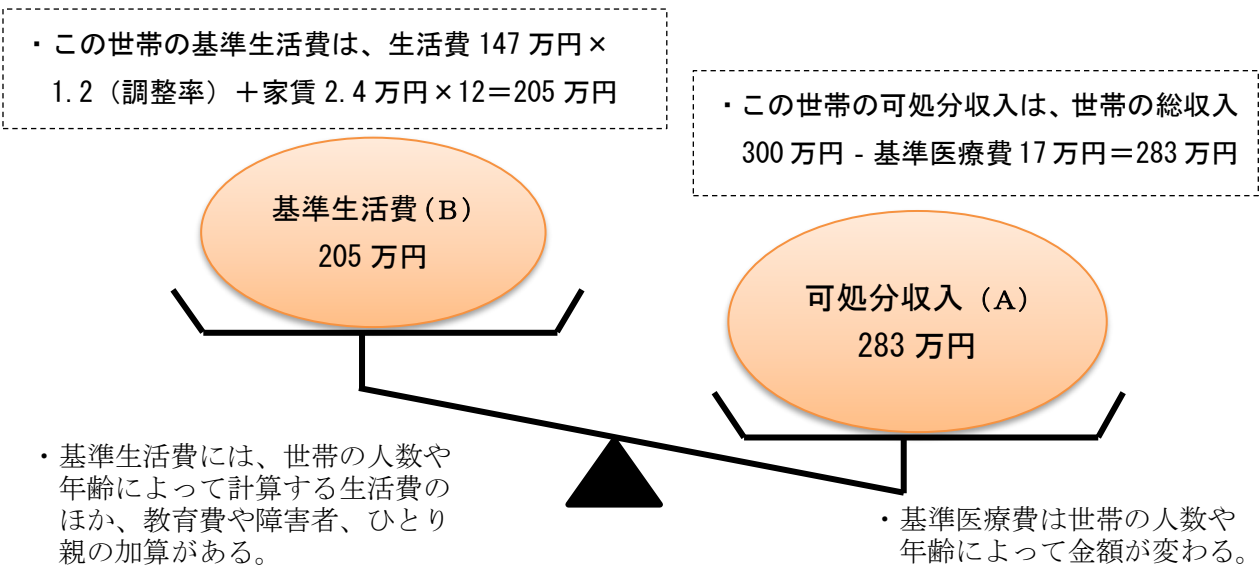
(4) 具体的な例（減額前の家賃が 24,000 円の場合）

○ 事例 1 65歳の夫婦（それぞれに年金があり、総収入が 300 万円）

<b>見直し前</b> 支払家賃 4,800 円 (80%減額適用)	→	<b>見直し後（基準生活費 (B) &lt; 可処分収入 (A)）</b> 支払家賃 24,000 円（減額なし/経過措置により、下の☆印のとおり支払家賃は段階的に増える。）
--	---	--



☆経過措置を適用した場合の支払家賃の推移



○ 事例 2 40歳の夫婦 + 子ども 2 人（12歳、9歳）世帯（給与収入 280 万円）

<b>見直し前</b> 支払家賃 24,000 円（減額なし）	→	<b>見直し後（基準生活費 (B) &gt; 可処分収入 (A)）</b> 支払家賃 21,600 円（10%減額適用）
------------------------------------	---	---

